にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針について

現行計画の概要

○　にいがた食の安全・安心条例に基づく施策を総合的に推進するための計画
○　現行計画の期間は令和４年度から令和６年度

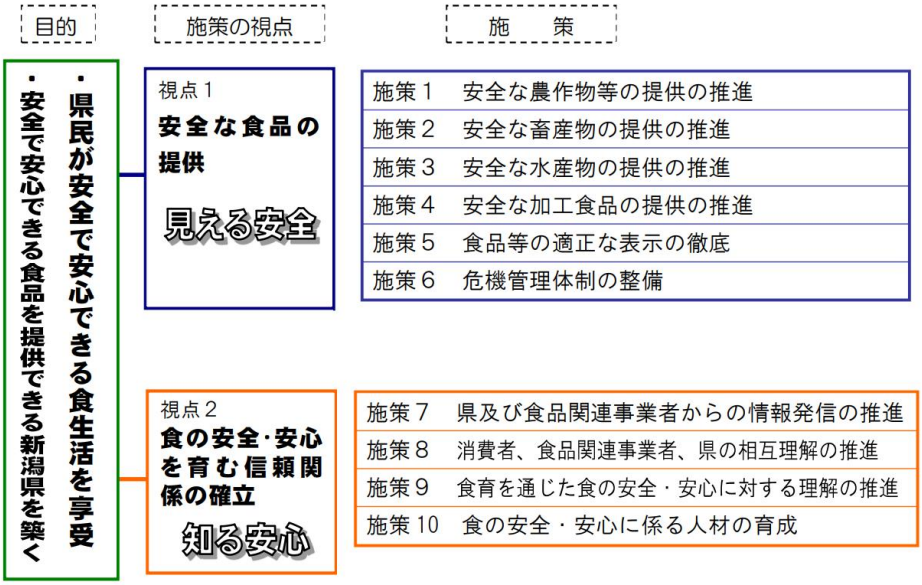

改定方針

	次期計画	現行計画
計画期間	令和７年度～令和14年度 （令和10年度に中間評価）	令和４年度～令和６年度
成果指標	① 新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合 ② 人口10万人あたりの食中毒患者数	新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合
重点取組	食品関連事業者全体の自主衛生管理の向上とリスクコミュニケーションの推進	食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上

改定方針の考え方

1. 計画期間は、県の最上位の行政計画である「新潟県総合計画」の計画期間と同様に８年間（令和７年度から令和14年度）とし、毎年度の進行管理の上、令和10年度に中間評価と必要に応じた見直しを行います。
2. 現行計画で設定している成果指標値は、安定的に高い状態を維持していることから、引き続き指標として維持しつつ、新たに「食の安全」に関する指標として「人口10万人あたりの食中毒患者数」を設定します。
3. 鳥インフルエンザや豚熱の発生、機能性表示食品による健康被害など、食の安全・安心に関わる事件等が発生している状況を踏まえ、食品関連事業者の自主衛生管理の向上と、リスクコミュニケーションの推進による消費者の理解向上に重点的に取組みます。
4. 現行計画の施策を基本的に継続しつつ、これまでの審議会での審議や県民意見を反映させ、施策の内容や取組指標について、必要な見直しを行います。